

平成 16 年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成 16 年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

<p>採点のポイント</p>	<p>(1) 計画一般 (敷地の有効利用、配置計画、ゾーニング・動線計画、各部門・各室の計画等)</p> <p>(2) 設計課題の特色に応じた計画 ものつくり体験部門、宿泊部門及び共用・管理部門のゾーニング・動線計画 敷地周辺の環境に配慮するとともに地域に開かれた施設の計画</p> <p>(3) 構造・設備に対する理解</p> <p>(4) 設計図書の表現</p> <p>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合 要求図面のうち 1 面以上欠けるもの、又は面積表が完成されていないもの 「ラーメン構造による鉄筋コンクリート造 (一部を鉄骨造としてもよい。)、地上 3 階建」でないもの 図面相互の重大な不整合 (上下階の不整合、階段の欠落等) 床面積の合計が「2,200 m²以上、2,600 m²以下」でないもの 「所要室」及び「その他の施設」のうち、次のいずれかの室又は施設が計画されていないもの 展示ホール、木工工房、機織^{はなむり}工房、陶芸工房、研修室、宿泊室 (1 室でも欠落しているもの)、レストラン、浴室 (2 室とも欠落)、エントランスホール、管理事務室、電気・機械室、ものつくりプラザ、屋外自由通路 (計画範囲外にあるもの)、便所 (全くないもの) 利用者用の乗用エレベーター (1 基)、又はサービス用エレベーター (1 基) が計画されていないもの その他設計条件を著しく逸脱しているもの (多数の室・施設の欠落等)</p>
<p>採点結果の区分 (成績)</p>	<p>採点結果については、ランク 、 、 、 の 4 段階区分とする。</p> <p>ランク : 「知識及び技能」*を有するもの ランク : 「知識及び技能」が不足しているもの ランク : 「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランク : 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>* 「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>なお、採点の結果、ランク 、 、 、 のそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランク : 33.5%、ランク : 12.1%、ランク : 18.5%、ランク : 35.9%</p>
<p>合格基準</p>	<p>採点結果における「ランク 」を合格とする。</p>